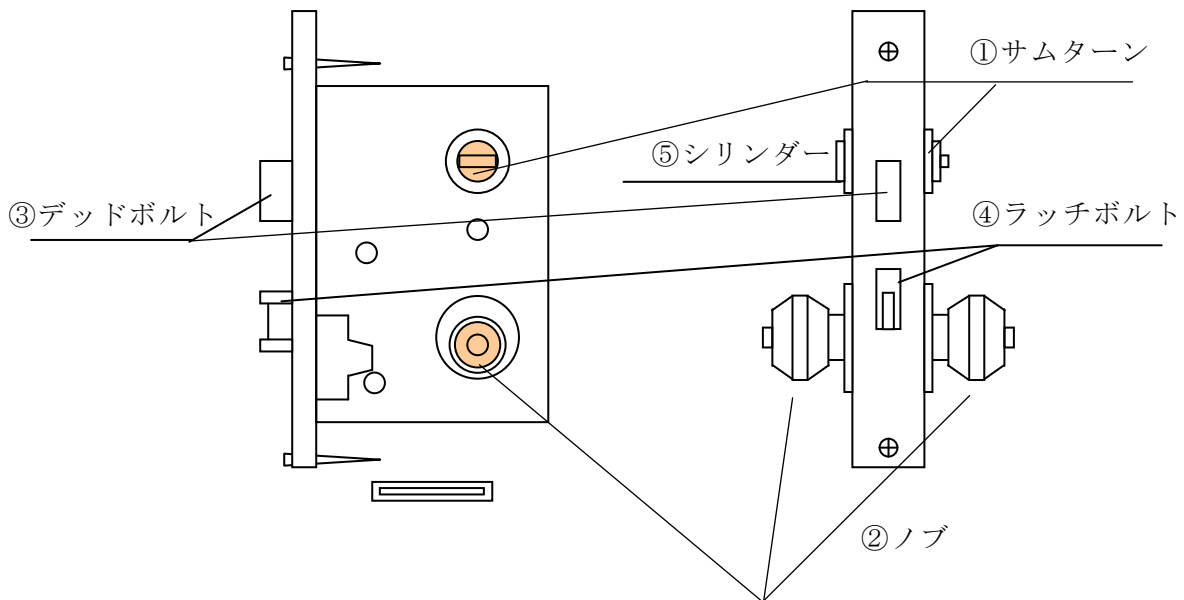


第 11 避難施設の施錠

条例第 40 条第 3 号に定める施錠については、次によること。

1 「施錠装置」の各部の名称と働き



- ①サムターン……デッドボルトを出し入れするためのつまみ。通常は施錠時にサムターンが横になる。
- ②ノブ……ノブ自体は取手の役を果たし、ラッチボルトの出し入れを行う。
- ③デッドボルト（本締）……施錠するためのカンヌキで、キー、サムターンで操作する。
- ④ラッチボルト（仮締）……扉が風であおられないための仮締りで、ノブで操作する。
- ⑤シリンダー……キーの入る部分で、そのシリンダー用以外のキーでは回転しないようになっている。

2 「非常時に自動的に解錠できる構造」は次によること。

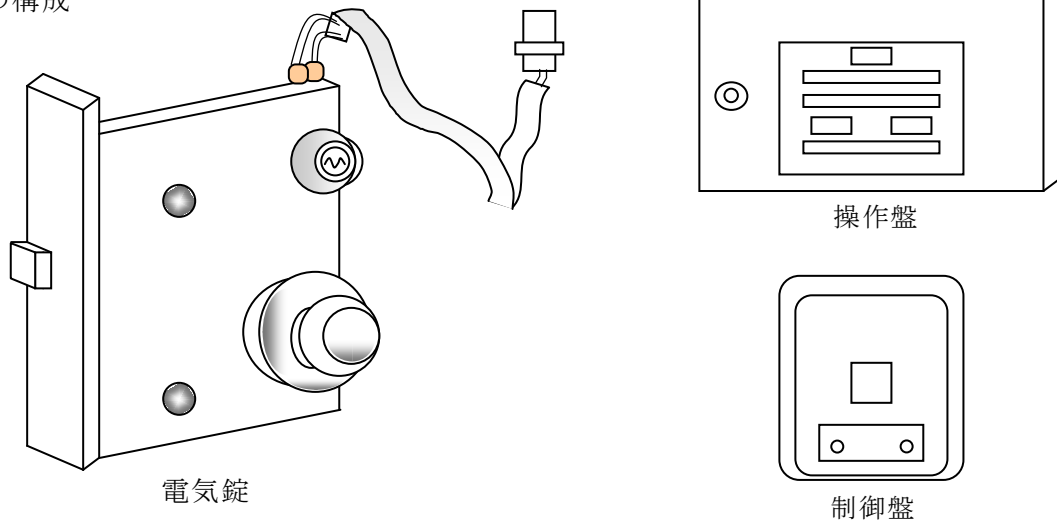
- (1) 停電時にサムターン等により手動開放できるなど、避難上支障とならない構造のもの
 なお、停電時にサムターン等により解錠しても扉を閉めると自動施錠する構造のものは、原則認めないものとする。
- (2) 自動火災報知設備の作動と連動して解錠できるもの
- (3) 非常時に防災センター等から遠隔操作できるもの☒

＊ 参 考

自動的に解錠できる装置として、一般的に設けられるものが電気錠である。

電気錠とは、電氣的遠隔操作により施解錠ができ、さらに施解錠の確認信号、扉開閉の確認信号を得る等の機能を備えているもので電気錠、制御盤、操作盤で構成されている。(第 11-1 図参照)

電気錠の構成

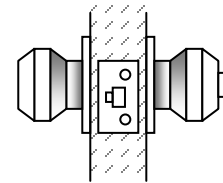


第 11-1 図

3 「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造」とは、IDカード、暗証番号等を用いることなく解錠できる構造（サムターン式、カバー付き式、プッシュ式等）で、次のものをいう。

(1) モノロック（円筒錠）

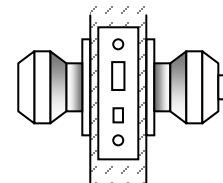
扉に円穴をあけて取り付ける錠前で、ノブの中にシリンダーが組込まれている。一般的には内側のボタンを押すことで施錠されているがデッドボルトがなく、ホテルの客室、事務室等に使用されている。



〔開放方法〕 内側からノブを回すのみで解錠，開放ができる。

(2) 本締付モノロック（インテグラル錠）

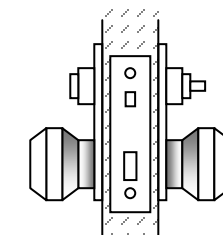
ノブの中にシリンダーとサムターンが組み込まれているモノロックの一種で、デッドボルトがある。



〔開放方法〕 (1) と同じ。

(3) ケースロック（箱錠）

錠ケースが箱型で、ノブとシリンダーが別になっている錠前でデッドボルトがある。

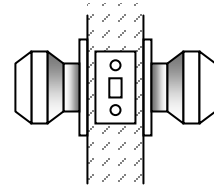


〔開放方法〕 サムターンをまわして開錠し，更にノブを回すことにより開放できる。

(4) 空錠

施錠装置がなく、ラッチボルトによる仮締機構だけの錠前。

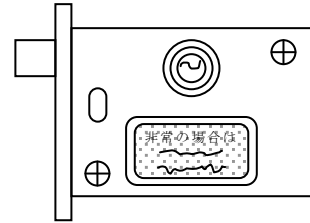
〔開放方法〕 内外からノブを回すのみで開放できる。



(5) 非常錠

非常時には、キーなしで簡単に解錠できる錠前で、非常口に使用する。

〔開放方法〕 アクリルケースを割りレバーを回して解錠し、更にノブを回すことにより開放できる。
※ アクリルケースを割ることは一の動作として扱わない。



【参考】 関係条文

条 例	建 基 令
第 40 条（避難施設の管理）	第 125 条の 2（屋外への出口等の施錠装置の構造等）

4 その他

(1) オートロックシステムに対する非常解除装置の設置指導

オートロックシステムに対する非常時解錠装置の設置指導は、「オートロックシステムに対する非常時解錠装置の設置指導について」（平成 3 年 7 月 10 日付け消指第 324 号）により行うこと。

なお、当該通知第 3 設置基準. 1 中の「床面から 1.9m 程度の位置」については、「床面から 1.9m から 2.5m の操作可能な位置」と読み替えるものとする。

(2) 建基法上の規定（「屋外への出入口等の施錠装置の構造等」建基令第 125 条の 2）参照

次の各号に掲げる出口に設ける戸の施錠装置は、当該建築物が法令の規定により人を拘禁する目的に供せられるものである場合を除き、屋内からかぎを用いることなく解錠できるものとし、かつ、当該戸の近くの見やすい場所にその解錠方法を表示しなければならない。

- 一 屋外に設ける避難階段に屋内から通ずる出口
 - 二 避難階段から屋外に通ずる出口
 - 三 前二号に掲げる出口以外の出口のうち、維持管理上常時鎖錠状態にある出口で、火災その他の非常の場合に避難の用に供すべきもの
- 2 前項に規定するもののほか、同項の施錠装置の構造及び解錠方法の表示の基準は、国土交通大臣が定める。（未制定）

